

JIS

時計部品一名称

JIS B 7010 : 2013

(JCWA/JSA)

平成 25 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 計測計量技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 充	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	大 谷 聖 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	小 島 孔	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	渋谷 眞 人	東京工芸大学
	梶 尾 茂 樹	一般社団法人日本工作機械工業会 (大阪機工株式会社)
	瀧 田 誠 治	一般社団法人日本電気計測器工業会
	長 坂 雄 一	環境省
	長 塚 淳	日本光学工業協会 (株式会社ニコン)
	中 本 文 男	一般財団法人日本品質保証機構
	古 谷 涼 秋	東京電機大学
	渡 邊 英 孝	日本精密測定機器工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 29.1.30 改正：平成 25.3.21

官 報 公 示：平成 25.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本時計協会

(〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-12-11 九段スカイビル TEL 03-5276-3411)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：計測計量技術専門委員会 (委員長 田中 充)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲.....	1
2 分類.....	1
3 時計部品の名称及び定義.....	1
解 説.....	59
索 引.....	66

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本時計協会（JCWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 7010:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

時計部品一名称

Parts of watches and clocks—Nomenclature

1 適用範囲

この規格は、一般用の時計部品の名称及び定義について規定する。

2 分類

時計部品の名称の分類は、次による。

a) 水晶式ムーブメント

- 1) 動力源部
- 2) 駆動・変換部
- 3) 切換え・修正部
- 4) カレンダー部
- 5) 入出力部
- 6) 表示・アラーム部
- 7) クロノグラフ・ストップウォッチ部
- 8) 基礎部材・その他

b) 機械式ムーブメント

- 1) 動力源・駆動部
- 2) 脱進・調速部
- 3) 巻上げ・自動巻部

c) 外装

- 1) ケース部
- 2) 表示部
- 3) バンド部

3 時計部品の名称及び定義

時計部品の名称及び定義は、次による。

なお、対応英語を参考として示す。

注記 1 番号は、部品名称の分類及び図との関連付けにおいて規格を見やすくするために便宜的に付けたもので、部品名称の代替として用いるものではなく、かつ、その一部でもない。

注記 2 部品名称の下の丸括弧で囲む平仮名は、読みを示す。

注記 3 図は、部品名称の理解を助けるために一例として挙げたものである。

注記 4 ウォッチ、クロックの欄の○印は、それぞれウォッチ、クロックに適用する部品名称である。

- a) 水晶式ムーブメント この分類では、水晶式ムーブメントの固有の部品名称について規定する。